

2023年度 機械工学キャリアデザイン

インターンシップガイド

[担当教員]

3年クラス担任

cst.mech.tan-3@nihon-u.ac.jp

岡部, 関根, 飯島, 関谷

TEL : 03-3259-0756(岡部)

[連絡先] (担当者につながらない場合)

機械工学科事務室

TEL : 03-3259-0753

FAX : 03-3293-8254

※緊急連絡(上記連絡先につながらない場合) : 警備員室 03-3259-0545

学生番号		氏名	
------	--	----	--

〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台1-8-14

日本大学 理工学部 機械工学科

E-mail : cst.mech.internship@nihon-u.ac.jp

目 次

1. はじめに	2
2. 実施要項	3
3. インターンシップ・スケジュール	4
4. スケジュールの説明	
(1) 前期ガイダンス	5
(2) 受託企業の掲示	5
(3) 志望票の提出	6
(4) 配属発表	6
(5) 履歴書の提出	6
(6) I.S先との打ち合わせ及び打ち合わせ書の提出	7
(7) I.S実施及び中間報告メール送信	8
(8) レポート提出及び受理通知	9
(9) 後期ガイダンス	9
(10) I.S実施報告会及び成績評価記載	9
5. 事故防止・対応について	10
インターンシップ先志望票	23
インターンシップ打ち合わせ書	24
インターンシップレポート表紙	25

1. はじめに

夏季休暇中に企業にて就業体験を行うインターンシップ（以下 I.S と記す）は、**機械工学キャリアデザインとして3年次に設置されている必修科目です。**

従って I.S 生が I.S 先からの報酬を得ることは、原則として禁止されます。

I.S の目的は、企業での就業体験を通して、「自己を磨き、人生観を養い、自己と職業及び自己と社会とのかかわりについて考えを深め職業観を養う」とともに、「大学での実技（機械工作実習・実験、機械設計製図）及び講義で得た専門知識を企業に即した実践的な形でより広げ深めることにより、モノづくりにおいてその応用力と創造力に優れたエンジニアを育成する」ことです。

I.S 制度は、経済産業省、文部科学省及び厚生労働省の積極的な支援のもと、学生の I.S を受け入れてくださる多くの企業のご協力があってこそ実施できるのです。I.S を受け入れてくださる企業においては、I.S 内容と I.S 期間の立案、指導担当者の手配、I.S の指導など、みんなのために多くの貴重な時間を費やしていることを決して忘れてはなりません。従って、I.S の打ち合わせ時や I.S 期間中は、各人が不慮の事故防止に十分注意して、企業に対して常に真面目で学生らしく素直な態度で応対してください。もちろん、自分を見失わず積極的に行動することは大切です。そして、学内では得られないこの貴重な機会を利用し、活躍の場を広げる足場が築けるよう努力してください。

なお、この「インターンシップガイド」は、我が機械工学科で行う I.S の具体的な実施方法を記述したもので、学生・企業・大学の三者間で I.S に対する理解が食い違わず、I.S が円滑に進められるようにするために作成されたものです。従って、I.S 受講学生はもちろん、I.S 依頼企業にも配布されます。不明な点がありましたら、表紙記載の担当教員に遠慮なく質問してください。

2. 実施要項

主な実施要項は次のとおりです。

- (1) I.S の前には、ガイダンスを開催し、I.S の心構えと安全などについて説明します。
- (2) I.S 先は、我が機械工学科が指定した企業の中から、I.S 内容、将来の進路、地理的条件などを考慮のうえ、選択してください。また、これ以外の企業にて I.S を実施する場合は、その企業から受託の許可があったときは、I.S 実施前に授業担当教員（表紙記載教員）と相談してからにしてください。そうしないと単位認定されません。
- (3) I.S 内容は、受け入れ企業の特色によってそれぞれ異なりますが、次の項目の中から実施する予定です。

研究開発 機械設計（CAD・CAM）

機械製図 生産工程管理

ソフトウェア開発 数値計算

その他機械工学に関連するもの

- (4) I.S は、3年次の夏季休暇中に、所定の期間内（4ページ参照）で10～15日間企業にて就業体験を実施します。この実施期間で何日間にするかは、I.S 先連絡担当者と相談して決めてください。
- (5) I.S 時間は、我が理工学部の授業時間（9：00～18：10）に準ずる時間としますが、詳細は I.S 先の指示にしたがってください。ただし、就業時間外の I.S（残業・夜勤など）は原則として禁止されます。
- (6) I.S 終了後にレポートを I.S 先に提出します。このレポートは、I.S 先で就業時の態度等も考慮して総合評価された後、大学に郵送されます。I.S レポートは提出前に原稿のコピーを必ずとっておいてください。
- (7) 成績評価は、提出されたレポートを中心に就業時の態度等も考慮して、I.S 先担当者評価、大学担当教員評価及び I.S 実施報告会でのプレゼンテーション評価を100点満点で総合評価し、60点以上を合格とします。レポート未提出や成果発表を行わなかつた場合、企業にて就業体験を行っても本科目不合格となります。
- (8) インターンシップ実施期間中の服装、髪型等については学生らしいものとしてください。

3. インターンシップ・スケジュール

順序	事 項	期 日	内 容 概 況
①	企業にI.S受け入れ依頼		本年度の来訪求人企業及び就職状況一覧をもとに大学が依頼する。
②	前期ガイダンス マナー講義	4月後半 別途連絡する 4月後半 別途連絡する	<ul style="list-style-type: none"> 授業時間内で行う。 「インターンシップガイド」を配布する。 年間スケジュール・事故防止などの説明を行う。
③	I.S受託企業の掲示 企業から依頼があればIS情報を掲示します。		・タワー・スコラ17階S1703室前の掲示板に「受託回答書」を掲示する。
④	I.S先志望票の提出 S1703室掲示のISにおいて応募したいISがあれば、志望理由をメールで連絡ください。 学内で選考します。	5月中旬から 7月中旬まで	<ul style="list-style-type: none"> S1703室掲示のISにおいて応募したいISがあれば「志望理由」を以下のメールアドレスに連絡ください。学内で選考します。 <p>cst.mech.internship@nihon-u.ac.jp</p>
⑤	プレゼンテーション講義	5月上旬 別途連絡する	<ul style="list-style-type: none"> 配属決定者は発表当日に「履歴書」、「受託回答書の写し」を配布する。
⑥	履歴書のチェック		<ul style="list-style-type: none"> 履歴書をチェックしてほしい場合は、担当教員に相談ください。 履歴書は学生自身がI.S先に提出する。 大学側から郵送する必要がある場合は担当教員に相談ください。
⑦	I.S先との打ち合わせ及び打ち合わせ書の提出 (注)実験ⅡBの風洞実験日程を確認すること。	7月上旬から 7月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 学生本人がI.S先と連絡をとり、その内容を「打ち合わせ書」に記入し機械工学科事務室に提出する。 <p>★インターンシップ保険の加入は、事前に大学へ書類[IS参加届]の提出が必要です(CST-VOICE)。</p>
⑧	I.S実施	夏季休暇期間	<ul style="list-style-type: none"> I.S先の指導担当者の指示にしたがい、安全に注意し、ISを行ってください。 実験ⅡBの風洞実験日程を確認すること。
⑨	I.S中間報告メール送信	I.S開始 3日後	<ul style="list-style-type: none"> 「中間報告メール」をcst.mech.internship@nihon-u.ac.jpに送信する。
⑩	I.Sレポートの提出	I.S終了後 1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> レポート内容において社外秘の確認を行っていただける場合は、レポートコピー(pdf)をIS先の指導担当者に確認してもらうよう相談してください。 <p>★レポートは大学に提出ください。</p>
⑪	後期ガイダンス	9月下旬 別途連絡する	<ul style="list-style-type: none"> 報告会の説明。
⑫	I.S実施報告会及び成績評価記載	11月開催 予定	<ul style="list-style-type: none"> 各自が所定時間内で、I.S実施報告のプレゼンテーションを行う。ネームホルダー着用のこと。

* 6月・7月はタワー・スコラS1703室の掲示板を3日おき位には見てください。(企業からの連絡などを掲示します)

* 「I.S先の配属発表」を見忘れた場合は、I.Sを見送ります。

* ガイダンス及びI.S実施報告会への遅刻あるいはレポートなどの提出遅延は、成績の評価段階で減点の対象とします。

4. スケジュールの説明

(1) 前期ガイダンス（順序②）

ガイダンスでは、「シラバス」と「インターンシップガイド」を配布し、I.S の進め方・心構え及び安全対策などを説明します。なお、ガイダンス等を無断欠席した学生は、本年度の I.S を見送らせて頂きます。

(2) 受託企業の掲示（順序③）

I.S を受託していただいた企業から送られてきた下記内容の「受託回答書」を、タワー・スコラ S1703 室の掲示板に掲示します。この情報から皆さんの希望に合う企業を選んでください。この学科紹介企業以外の企業の I.S を希望する場合は、各自が自由に応募してください。その情報は、各自が入手してもかまいませんし、S1703 室前の掲示板にも本年度中は随時掲示しますのでご覧ください。ただし、その企業から受託の許可があったときは、I.S 担当教員に申し出て、その後の相談（4 ページのスケジュールの順序⑦以降は遵守）をしてください。そうしないと単位認定されません。

FAX 03-3293-8254	日本大学理工学部機械工学科	御中	回 答 日	企業番号
インターンシップ (I.S) 受託回答書			平成 年 月 日	*記入しない
ふりがな 企 業 名				
事業内容				
主なインターンシップ内容				
その他の特記事項				
連絡先		インターンシップ先		
住所〒		住所〒		
部課名		部課名		
連絡担当者		連絡担当者		
TEL	FAX	TEL	FAX	E-mail :
インターネット期間	月 日 ~ 月 日	(特記事項)		
受け入れ人数	名	インターネット先 交通(最寄り駅)		
インターネット時間	時 分 ~ 時 分	寄宿舎(使用可・使用不可)(会社負担 有・無)		
履歴書(機械工学科の履歴書・当社専用の履歴書)		作業服(学生所有のもの・当社貸与・不必要)		
交通費(有・無), 食事(有・無)		その他必要なもの		
(注) 本制度の趣旨に沿って、I.S 生が I.S 先から報酬を得ることは本学科では原則として禁止しています				

(3) 志望票の提出（順序④）

末尾の「インターンシップ先志望票」をコピーして必要事項を記入し、pdf化したものをメールにてcst.mech.internship@nihon-u.ac.jpに提出ください。

「インターンシップ先志望票」の志望理由は、(1)I.S 内容に対する興味の度合い、(2)将来の進路との関連、(3)事前に準備しておくべき事項とその計画などを記入してください。志望票が記入不備またはメール送信不備（ビジネスマナーを遵守していない等）の場合は、本年度の I.S を見送らせて頂きます。

志望票の提出方法は、下記のいずれかとします。

- 1) ファイル添付し、Nu-mailで「cst.mech.internship@nihon-u.ac.jp」へ送信。
ビジネスマナーを守りメール送信すること。
- 2) S1711 室機械工学科事務室に書類を提出。

(4) 配属発表（順序⑤）

配属発表は、メールで連絡します。

(5) 履歴書の提出（順序⑥）

配属発表後に「履歴書」「受託回答書の写し」を受け取り、履歴書チェックと履歴書の提出を進めてください。

履歴書（自己紹介書も含む）は、自筆ですべての項目がもれなく記入してあることが肝要です。顔写真（4 cm × 3 cm）も忘れずに貼り、所定の期日（4 ページ参照）に提出してください。

履歴書を大学側から郵送する必要がある場合は、担当教員に相談してください。

履歴書・自己紹介書				写真 (縦4cm×横3cm)
ふりがな 氏名	性別 男	平成 年 月 日現在 西暦 (西暦) 生年月日 (西暦) 平成 午月日生 (西暦)	写真の裏面に大学 名、氏名を記入す ること	
ふりがな 現住所	郵便番号 電 話 ()			
メールアドレス	携帯電話			郵便番号 電 話 () -
ふりがな 連絡先	(既生前以外に連絡を希望する場合はみ取入)			
年号 年 月	学歴・職歴			
研究課題または興味ある科目（好きな科目） 学業以外で力を注いだ事柄（例えばスポーツ・サークル・ボランティア活動など） 免許・資格・特技 自己PR 志望動機				

※ 黒インク、楷書、算用数字で記入すること
学年については高校卒業より記入すること

日本大学

(6) I.S 先との打ち合わせ及び打ち合わせ書の提出（順序⑦）

I.S 先との打ち合わせは、I.S 先決定後、スケジュールに決められた所定の期間内に、すでに担当教員から受け取った「受託回答書の写し」を参考にして、各人がそれぞれ行ってください。打ち合わせは、末尾の「打ち合わせ書」に沿って、電話で、「受託回答書の写し」に記載されている連絡先の連絡担当者と行ってください。電話では詳細がつかめない場合は I.S 先に出向いて打ち合わせをしてください。その後、先方との打ち合わせ結果で交通費が支給されない場合は、「実習用通学定期申込」ができる可能性があるので、学生課と相談してください。

打ち合わせの結果は、打ち合わせ書のpdf化したものをメールにて担当教員に提出してください。

提出先： cst.mech.internship@nihon-u.ac.jp

(7) I.S 実施及び中間報告メール送信（順序⑧⑨）

I.S 実施は、夏季休暇中に所定の期間内（4 ページ参照）で 10～15 日間、企業にて行います。この実施期間内で何日間にするかは、I.S 先連絡担当者と相談して決めてください。I.S 開始後 3 日までに、下記に示す通り中間報告メールで I.S の内容を大学担当教員宛に送信してください。

【中間報告メール送信方法】

メール送信先 : cst.mech.internship@nihon-u.ac.jp

メール題目 : IS 中間報告

本文中に記載する内容 : ①学生番号 ②氏名 ③IS 先企業名 ④IS 先担当者
⑤IS 期間 ⑥IS 内容 ⑦その他報告事項

メール送信上の注意 : ①ビジネスマナーを遵守すること

②大学から与えられた Nu-mail から送信すること
(やむを得ないときは除く)

③IS 開始後 3 日までに送信のこと

I.S 期間中は、I.S 先の指導担当者の指示にしたがって行動してください。なお安全には十分注意（「5. 事故防止・対応について」を熟読）してください。I.S 内容は、日記を書くように 1 日単位で記録しておくことが肝要です。また、疑問点や問題点あるいは提案などがあったら、その都度企業の指導担当者に質問してください。

残業や夜勤など就業時間外の I.S は絶対に行ってはいけません。また、大学に連絡することがあったら、表紙に記載されている連絡先に電話またはメールをしてください。その他、一般的な注意事項は以下のとおりです。

I.S は、講義科目と異なり学外で行動しますので、(1)生活時間帯、(2)通学（通勤）経路、(3)対人関係、などの生活環境が大きく変化します。できるだけ早くこの環境に慣れるよう心掛けてください。また、「大学という社会」から「企業社会」に移るわけですので、そのルールやマナーも体得してください。I.S 内容の理解も大切ですが、企業社会の体験も I.S の目的となっています。

(8) レポート提出及び受理通知（順序⑩）

I.S レポートは、I.S 終了後 1 週間以内に I.S 先の指導担当者に提出してください。レポートの執筆は、下記の項目の順序で、その指導担当者のアドバイスを受けてから始めしてください。A4 用紙を用いて、10 ページ程度にまとめてください。

- (1) 表紙（末尾の用紙をコピーして使用すること）
- (2) I.S 先の志望理由
- (3) I.S の目的
- (4) I.S の内容
- (5) I.S で体得したこと
- (6) I.S 先へ一言
- (7) 大学へ一言
- (8) 感想

<ポイント>

「何を学び、何を得たか」が必要です。
「○○がわかった」だけではなく、より具体的に記述してください。何を？どのように？どのくらいの時間をかけたのか？、そして何を感じ、今後どうすべきか？などを記述してください。毎日行ったことを箇条書きでもよいので日誌をつけて、まとめておくとレポート作成時に役立つはずです。

なお、I.S 先に提出されたレポートは、I.S 先で就業時の態度等も考慮して総合評価された後、I.S 先から大学担当教員へ郵送されます。

大学担当教員は郵送されたレポートを確実に受理した証として I.S 生の氏名を所定日に公表（4 ページ参照）します。成績評価は、前述（3 ページ参照）のとおりで、最終的には大学が総合的に行います。ガイダンスなどの遅刻、レポートなどの提出遅延は減点の対象となります。

(9) 後期ガイダンス（順序⑪）

後期ガイダンスでは、報告会について説明します。報告会の参加辞退は認められません。

(10) I.S 実施報告会及び成績評価記載（順序⑫）

各自が、所定時間内で受入れ企業出席のもと、I.S 実施報告のプレゼンテーションを行います。なお報告会に用いるポスターおよびプレゼン資料については、事前に教員のチェックを受けてください（詳細はガイダンスで説明します）。報告会では、服装、髪型等については学生らしいものとし、必ずネームホルダーを着用してください。報告会終了後、別の場所で受入れ企業と I.S 生及び我が機械工学科教員との懇談会を開催します。

成績評価の成績表への記載は、後期になります。

5. 事故防止・対応について

I.S 実施期間中は、I.S 先指導担当者の注意、配慮をよく受け入れて行動してください。それでも事故は思わぬ時に起こるもので、もし不幸にして発生した事故に対しては、どのように対処すればいいのか。また大学でどのような対応措置が講じられているのかを日頃より知っておくことは、万一の時大変役に立つものです。そこで、I.S に際し以下の内容を熟読・理解をして、各人が不慮の事故防止に十分注意を喚起して、全員が I.S 体験を無事に終了できることを望みます。

(1) 事故防止

事故防止については、各人が安全に十分注意して行動することが重要です。その際の手引として、本学部作成の「合宿・研修などにおける事故防止について」(資料1参照) 内の“事故防止について”を熟読してください。また次の事項についても注意してください。

- I.S 先の指導担当者の注意と配慮を十分受け入れる。
- 落ち着いて行動し、危険を冒さない。
- 規則正しい生活をし、十分睡眠を取る。
- 就業時間外の I.S (残業、夜勤) は、行わない。
- 対人関係及び健康には気を配り常に良い状態にしておき、注意が散漫にならないで集中して行動できるようにする。
- 通勤経路等は、毎日できるだけ同じにして、常に平常心を保つようする。

(2) 事故への対応

I.S 教育中の事故については、大学では「日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程・事務手続についての申合わせ事項」に基づいて事務申請手続きが行われ、「日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程」(資料2参照)により、学生傷害事故等給付金委員会で審議をし、給付の可否及び給付額が決まります。
(I.S 先から報酬を得る場合には適用外となるので、報酬は受け取らないでください。)
しかし、万一の場合の保証として大学の責任の有無を問わず、学生が教育活動中に被った傷害に対して保険金が支払われる「民間傷害保険」に加入しておくことが大切です。そこで、「日本大学学生総合保障制度」(資料3参照) に既に加入している者も含めて全員「日本大学理工学部機械工学科インターンシップ保険・A・B・C コース」(資料4参照) のどれか(I.S 期間により異なる)に加入することになります。この保険料は、大学が支払います。事故発生に対しては、大学 I.S 担当教員は、(i) I.S 先、(ii) 事故学生、(iii) 事故学生の父母、(iv) 学部、学科、(v) 大学、保険会社等への適切で素早い対応を取るよう心掛けます。

なお、単位認定を行わない I.S については各自で保険に加入してください。

合宿・研修などにおける事故防止について

資料 1

日本大学理工学部
日本大学短期大学部

合宿や研修中の事故は十分な注意や配慮がなされていればそのほとんどが防止できるはずです。合宿・研修などは、慎重に計画し、指導的な立場にある者はもとより、全員が事故防止に万全を期して実施することが大切です。それでも事故はいつ、どこで起きるかわかりません。万一事故に遭ったら、それを最小限にいくとめるための措置が必要です。

学外で合宿・研修を行う場合は、必ず事前に学生課備え付けの「団体行事届」に参加者名簿・実施計画書を添えて学生課に届け出してください。「団体行事届」は家族などからの問い合わせや緊急時に対応するためにも必要です。また、届け出をした行事中の事故等については、「日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程」(学部要覧参照)が適用されます。

1 事故防止について

合宿・研修などを実施するについては学部教職員(指導教員・顧問など)に相談し、事故防止に心がけると共に次の事項を厳守すること。

- ① スポーツや活動に危険を伴うときは、特に計画・実施にあたって教職員と相談し、指示を受ける。
- ② 教職員には、できるだけ同行していただくようお願いする。
- ③ 無理な日程・危険な場所は避けて計画を立てる。
 - (1) 活動が自然現象の影響を受けるような場合には、予め現地の関係機関等と連絡のうえ、その時期の気象状況を十分に把握しておく。
 - (2) 計画書等を管轄の警察署などへ提出する。(登山・ダイビング等)
 - (3) 現地における医療機関の有無を調べておく。
- ④ 使用する用具は十分に点検・整備し、取り扱いには習熟しておく。
- ⑤ 専門の知識を持った者が指導にあたる。(誤った指導方法が事故につながる)
- ⑥ 無茶な活動はしない。特に個人の経験・力量などによって活動内容を変えるなどの措置をとる。
- ⑦ 交通機関は電車・バスなどを利用し、自家用車は避ける。
- ⑧ 飲酒には特に気をつける。深酒や飲めない者には無理強いをしない。(急性アルコール中毒の事故が多い)
- ⑨ 実施前に参加者全員が健康診断を受診し、各自で健康状態を把握しておく。
- ⑩ 実施前にスポーツ傷害保険等に加入しておく。

2 万一事故が発生した場合の措置について

事故が発生したら直ちに応急処置(止血・消毒・包帯・人工呼吸)を講じ、至急に医師の治療を受ける。

- ① 事故現場に教職員が同行している場合は、教職員の指示に従って措置する。
ただし、事故現場に教職員がない場合は、応急処置と平行して、指導教員又は顧問に連絡する。
- ② 父母に連絡する。(事前に参加者全員の緊急連絡先を確認しておく)
- ③ 学部学生課(駿河台校舎03-3259-0608・船橋校舎047-469-5522)に連絡する。また、学生課に連絡が取れない場合は、警備室(駿河台校舎03-3259-0521・船橋校舎047-469-5248)に連絡する。

以 上

日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程

平成 4 年11月20日制定	平成19年 4月 1 日施行
平成 5 年 4 月 1 日施行	平成22年 3月 5 日改正
	平成19年 6 月 1 日改正
	平成22年 4月 1 日施行

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、日本大学基金規程第5条に基づき、本大学大学院、学部、通信教育部、短期大学部、専攻科及び専門学校に在籍する学生（以下「学生」という）の正課・課外教育中又は課外活動中等に発生した傷害及び死亡事故等（以下「事故」という）に対する給付金等についての必要事項を定める。

(資 金)

第2条 この規程に掲げる給付金等は、日本大学学生傷害事故等基金から支給する。

(給付の対象及び適用)

第3条 この規程による給付金の給付は、次の各号に掲げる事故に対して行う。ただし、事故発生原因が故意又は重大な過失による場合又は法令若しくは本大学の学則、諸規程等に違反した行為による場合はこの限りでない。

- ① 正課教育中の事故
- ② 大学（大学院、学部、通信教育部、短期大学部、専攻科及び専門学校を含む）が主催する行事実施中の事故
- ③ 学科、クラス、ゼミナール等（以下「学科等」という）が、あらかじめ所定の手続により届出をして行った課外教育中の事故
- ④ 正式に団体届をした団体（以下「団体」という）が、あらかじめ所定の手続により届出をして行った課外活動中に発生した事故
- ⑤ その他前各号に準ずる事故

(給付金の種類)

第4条 給付金の種類は、次の各号とする。

- ① 治療費
- ② 見舞金
- ③ 死亡弔慰金

(治療費)

第5条 治療費は、第3条各号に定める事故による傷害に対し、原則として、公的医療保険適用後の本人負担分全額を給付する。ただし、本人負担分が高額療養費支給制度の適用により、後日扶養者に還付された場合は、その還付金を、速やかに大学へ返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第1号に定める事故による治療費については、公的医療保険適用の有無にかかわらず全額給付の対象とすることができる。
- 3 前項の給付については、別に定める。
- 4 第1項及び第2項の規定により治療費の給付を受ける者は、卒業又は修了後も継続して治療する場合に限り、給付を受けることができる。
- 5 前4項に定める治療費の給付期間は、相当と認められる事由がない限り、治療の日から180日を

限度とする。

(見舞金)

第6条 見舞金は、治療に入院を要する場合及び後遺障害が生じた場合に給付する。

2 見舞金の給付額については、別に定める。

(死亡弔慰金)

第7条 死亡弔慰金は、原則として第3条各号に定める事故が直接の原因で180日以内に死亡したとき給付する。

2 死亡弔慰金の給付額については、別に定める。

(重複適用)

第8条 第4条各号の給付金は、本大学が認める範囲内で重複して給付することができる。

(諸費用)

第9条 第4条各号に定める給付金以外の事故に係る諸費用については、本大学が認めた場合に限り、その全額又は一部を給付することができる。

(給付の決定)

第10条 総長・理事長は、第15条に定める学生傷害事故等調査委員会の報告に基づき、第11条に定める学生傷害事故等給付金委員会の議を経て給付の可否及びその種類等を決定する。ただし、緊急の必要あるときはこの限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかにこの規程に定める手続をとらなければならない。

第2章 委員会

(学生傷害事故等給付金委員会)

第11条 この規程に基づく給付の可否及びその運用等について審議するため、本大学に学生傷害事故等給付金委員会（以下委員会という）を置く。

(委員会の構成)

第12条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。

2 委員長及び委員は総長・理事長の指名により大学が委嘱する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第13条 委員長及び委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集)

第14条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(学生傷害事故等調査委員会)

第15条 学部等に、学生傷害事故等調査委員会（以下学部委員会という）を置く。

2 学部委員会は、委員会から委任された当該学部等の学生の事故に関する調査を行い、学部長及び総長・理事長に報告する。

(学部委員会の構成及び任期)

第16条 学部委員会の委員長は、学生担当とする。

2 学部委員会委員は、学生生活委員会委員及び学務委員会委員のうちから学部長が委嘱する。

3 学部委員会委員長及び委員の任期は第13条第1項に準ずる。

(学部委員会の招集)

第17条 学部委員会は、学部委員会委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

第3章 給付申請手続

(事故報告)

第18条 学生の傷害事故が発生したときは、次の各号に定める教職員は、事故の状況及び応急措置等について、書面により速やかに学生支援部又は学生課に報告しなければならない。

- ① 正課教育中の場合は担当教員
- ② 行事実施中の場合は当該責任者
- ③ 学科等が行う課外教育中の場合は指導者又は引率責任者
- ④ 団体が行う課外活動中の場合は顧問又は引率責任者
- ⑤ その他前各号に準ずる場合は当該責任者

2 前項の報告があったときは、委員会又は学部委員会は内容を審議し、第3条各号に該当する事故と認められる場合には、学部長及び総長・理事長に報告しなければならない。

(給付の申請)

第19条 給付金の申請は学生支援部又は学生課が、所定の申請書に次の書類を添付して、総長・理事長あてに行うものとする。

- ① 領収書又はそれに代わる証明書
- ② 診断書（大学が必要と認めたとき）
- ③ その他必要な書類

(給付の決定手続及び受給者)

第20条 総長・理事長は、給付を決定したときは、所定の通知書により学部長に通知するものとする。

2 給付金の受給者は、原則として本人又は父母とする。

第4章 そ の 他

(所 管)

第21条 学生の事故に関する事務は、本部においては学生支援部、学部等においては学生課が行う。

ただし、2学部以上の学生が参加する行事実施中等の事故に関する事務は学生支援部が行う。

(規程の適用)

第22条 この規程は、第3条第1号及び第2号に限り、学則に定める本大学科目等履修生及び研究生等にも適用することができる。

(適用除外)

第23条 この規程は、地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する事故には適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 日本大学保健体育審議会所属学生の部活動中に発生した事故については、当分の間適用しない。
- 3 昭和55年2月1日制定の日本大学学生の傷病事故に関する補助金給付規程は、これを廃止する。

学生の傷害事故に関する事務手続について



※1 サークル活動 = 理工学部公認・登録サークルで、団体届・名簿等を届け出ている団体に限る。

※2 正式な届出 = 団体行事届及びサークル行事届を、学生課に提出(学部長宛報告)しているものに限る。

(注意事項)

- 1 補助額は、保険適応後の本人負担額とする。ただし、高額医療費支給制度の適応額を除く。
- 2 治療費に伴う医療機関の領収書は、治療日初日から有効期限を6ヶ月とする。
(6か月を超えて治療が継続しそうな場合は、必ず学生課まで申し出てください)

学 生 課

重要につき必ずご覧ください!!

ご入学の皆さまへ(ご父母の皆さまへ)合格おめでとうございます。

平成29年度

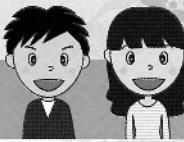


あなたとともに
100万人の仲間とともに

元気 勇気 笑顔

日本大学学生生徒等 総合保障制度

<傷害総合保険>



対象学部の一覧

このパンフレットは下記に所属される方が対象となります。

<学部>

文理学部(地理学科、地球科学科、数学科、情報科学科、物理学科、生命科学科、化学科)、芸術学部、理工学部、生産工学部、工学部、生物資源科学部(生命農学科、生命化学科、動物資源科学科、食品ビジネス学科、森林資源科学科、海洋生物資源科学科、生物環境工学科、食品生命学科、国際地域開発学科、応用生物科学科、くらしの生物学科)、スポーツ科学部

<短期大学部>

建築・生活デザイン学科、ものづくり・サイエンス総合学科、生命・物質化学科、生物資源学科

<大学院>

総合基礎科学研究科、芸術学研究科、理工学研究科、生産工学研究科、工学研究科、医学研究科、歯学研究科、松戸歯学研究科、生物資源科学研究科、獣医学研究科、法務研究科

団体割引

25%
適用

●適用の内容につきましては
中面をご覧ください。

充実した補償

学校生活やレジャー・アルバイト・インターンシップ中のケガから、熱中症(熱射病・日射病)、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒による身体の障害も補償します。
さらに第三者への法律上の損害賠償責任や扶養者に万が一の事故があった場合の学資費用まで補償します。

団体割引25%適用!!

本制度は日本大学ご入学者の皆さまのための保険制度であり、団体割引25%が適用されます。ご加入者数が10,000名以上の場合は団体割引30%が適用されます。
1名さまでも多くのご加入をお願い申し上げます。
※平成28年5月実績:ご加入者数 7,907名

お申込締切日

平成29年 **3月31日(金)**

※締切を過ぎましたら下記取扱代理店までお問い合わせください。

お申込方法

加入依頼書兼払込取扱票をご使用いただき、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局にてお手続きをお願いします。

加入者証送付時期

加入者証の送付は、**平成29年6月下旬から7月**の予定です。それまでの間は振替払込請求書兼受領証を保管しておいてください。

お問い合わせ先

取扱代理店

株式会社 日本大学事業部

住所:〒102-0076 東京都千代田区五番町2-6
電話番号:03-5275-8008 FAX番号:03-5275-8155
受付時間:平日の午前10時から午後4時まで
(土、日、祝日、12/26~1/6を除きます。)

引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
南東京支店 渋谷第二支社
住所:〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-12-19
東建インターナショナルビル2階
電話番号:03-5778-9718
受付時間:平日の午前9時から午後5時まで(土、日、祝日、12/31~1/3を除きます。)

日本大学学生生徒等総合保障制度は次のような場合に補償します。

扶養者の方に

万一のことがあった場合の補償

「扶養者」とは

学生ご本人の親権者で、生活費・学業費用を負担し、学生ご本人の生計を支えている方をいいます。
(扶養者はあらかじめ指定された1名となります。)

扶養者の方が、ケガにより亡くなられたり所定の重度後遺障害が生じた場合に補償します。

①【育英費用の補償】

保険金額の全額をお支払いします。

②【学資費用の補償】

授業料などを負担された場合にその実費を保険金額を限度にお支払いします。

③【疾病による学資費用の補償】

扶養者の方が、病気により亡くなられた場合、授業料などの実費を保険金額を限度にお支払いします。



④ ケガの補償(1日目から補償)

- 学校でのケガ
- 日常生活でのケガ
- 交通事故によるケガ
- レジャー・スポーツ中のケガ



⑤ 病気による入院・手術の補償(1日目から補償)

病気で入院したり、手術をした。



⑥ 賠償責任の補償

お子さま、または生計を共にする親族などが誤って他人にケガをさせたり、他の人の物をこわしてしまい法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。



*上記事例でも事故状況などにより、損害賠償責任が発生しない場合がありますのでご注意ください。

・アルバイト・インターンシップ中の損害賠償責任も補償します。

・情報機器などに記録された情報を損壊した場合も補償します。

・管理下中の受託品の破損などによる損害賠償責任も補償します。

※示談交渉サービスをセット

賠償責任保険金のお支払対象となる賠償事故(日本国内において発生した事故にかぎります。)により損害賠償請求を受けた際には、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

*借家人賠償責任の補償に関わる賠償事故は対象になりません。

⑦ 救援者費用の補償

お子さまが旅行中、事故で行方不明になり、ご家族が現地に向かうための交通費を負担した。



⑧ 熱中症の補償

クラブ活動でランニング中に熱中症で倒れた。



⑨ 食中毒の補償

食中毒になり入院した。



⑩ 天災危険の補償

地震が原因で倒れてきた壁にぶつかりケガをして通院した。



⑪ 特定の感染症の補償

O-157などの感染症にかかった。(保険期間の初日から10日以内に発症した場合を除きます。
(新規にご加入いただいた場合))

<対象となる感染症>

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する「一類感染症」、「二類感染症」または「三類感染症」

*お支払いする保険金は、後遺障害保険金、入院保険金、追院保険金となります。



⑫ 弁護士費用の補償

「弁護のちから」が支えるトラブル
法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者

お子さま

お子さまが遭遇されたトラブルについて対象となります。

被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- 近所に住む若者に自宅の壁に落書きをされた。
- 画廊から本物といつわられて、偽物の絵画を売りつけられた。
- ひったくり等の盗難被害にあった。



人格権侵害^{(※1)(※2)}

- 万引きの疑いをかけられ、店舗内に長時間拘束された。
- いわれもない誹謗中傷にあり、精神的苦痛を受けた。
- 昔の恋人からストーカー行為をされている。

借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。

X 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 職務遂行におけるトラブル

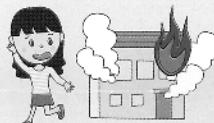
(※1) 人格権侵害に関するトラブルまたは離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

(※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

⑬ 借家人賠償責任の補償

下宿をしている学生やお子さまが借用している戸室を壊したり、汚したりして、貸主に法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。
(自己負担額:なし)

(注) 上記事例でも事故状況等により、損害賠償責任が発生しない場合がありますのでご注意ください。



◆下宿先のアパートで誤って火災を起こしてしまった。

⑭ 生活用動産の補償

一人暮らしや下宿をしているお子さまが所有している生活用動産が、火災、爆発、破損、盗難などによって損害を受けた場合に補償します。

*ご実家などご家族が居住している建物内にある被保険者の生活用動産は保険の対象に含まれません。

*1回の事故につき、次の額を自己負担していただきます。

- 盗難の場合:10万円
- 火災、落雷、破裂、爆発の場合:0円
- その他の事故による損害の場合:1万円



▲パソコンを床に落とし壊してしまった。

*④⑤については60日以上入院で入院療養一時金をお支払いします。

*補償内容および保険金をお支払いできない主な場合などにつきましては、「この保険のあらまし」以降をご覧ください。

保険金額と保険料

自宅通学生タイプ			職種級別A級・団体割引25%・特定感染症危険補償特約・熱中症危険補償特約・天災危険補償特約・入院保険金支払限度日数変更特約(180日)・手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット						
ご加入プラン			ケガと病気への備え充実プラン			ケガへの備えスタンダードプラン			
			SS2セット	A2セット	B2セット	SA2セット	C2セット	D2セット	
① 扶養者の方のことがあつて保険あり	育英費用(ケガ) 一時金をお支払いします。(1回のみのお支払い)	オススメ! 100万円(一時金)							
	学資費用(ケガ) 扶養者がケガにより亡くなられた場合や所定の重度後遺障害が生じた場合に授業料などの学資費用をお支払いします。	150万円(限度)(1年につき)							
	疾病学資費用(病気) 扶養者が病気により亡くなられた場合に授業料などの学資費用をお支払いします。	150万円(限度)(1年につき)			—				
④ お子さまご本人のケガの補償	死亡・後遺障害 お子さまご本人が、ケガで亡くなられたり後遺障害が生じた場合にお支払いします。	300万円	200万円		300万円	200万円			
	入院保険金日額 お子さまご本人が、ケガで入院された場合にお支払いします。	8,000円(1日につき)	5,000円(1日につき)	3,000円(1日につき)	8,000円(1日につき)	5,000円(1日につき)	3,000円(1日につき)		
	手術 お子さまご本人がケガにより所定の手術を受けられた場合にお支払いします。	入院中の手術:入院保険金日額の20倍(重大手術は40倍) 外来的手術:入院保険金日額の5倍(重大手術は40倍)							
保 険 金 額	通院保険金日額 お子さまご本人がケガで通院された場合にお支払いします。	5,000円(1日につき)	2,500円(1日につき)	1,000円(1日につき)	5,000円(1日につき)	2,500円(1日につき)	1,000円(1日につき)		
	疾病入院保険金日額 お子さまご本人が、病気で入院された場合にお支払いします。	5,000円(1日につき)	3,000円(1日につき)	—	—	—	—		
	疾病手術 お子さまご本人が病気により所定の手術を受けられた場合にお支払いします。	[入院中の手術] 疾病入院保険金日額の20倍(重大手術は40倍) [外来的手術] 疾病入院保険金日額の5倍(重大手術は40倍)		—	—	—	—		
⑥ お子さまご本人の病気の補償	入院療養一時金 お子さまご本人が60日以上の入院が必要であると診断された場合にお支払いします。	10万円 ※④の入院も補償対象となります。		—	—	—	—		
	賠償責任 [お子さまご本人とそのご家族の補償] 他人にケガをさせたり他の物をこわした場合の補償です。ご家族も補償されます。	1億円(限度)(記録情報限度額500万円)							
	救援者費用 お子さまご本人の遭難などで救援活動にかかった費用をお支払いします。	100万円(限度)(1年につき)							
保 険 料	⑧ 熱中症の補償	④が補償対象となります。							
	⑩ 天災危険の補償	①・②・④が補償対象となります。 (③・⑤は補償の対象となるご加入プランへご加入の方のみ対象となります。)							
	⑪ 特定の感染症の補償	④が補償対象となります。							
⑫ 弁護士費用の補償			法律相談費用保険金(自己負担額1,000円):通算10万円限度(1年につき) 弁護士委任費用保険金(自己負担割合10%):通算100万円限度(1年につき)						
保 険 料	4年間一時払保険料			167,150円	128,970円	104,140円	108,500円	73,840円	54,670円
	3年間一時払保険料			118,040円	88,690円	69,590円	82,240円	55,590円	40,850円
	2年間一時払保険料			74,790円	54,260円	40,900円	56,640円	38,010円	27,700円
	1年間一時払保険料			38,060円	26,330円	18,700円	31,820円	21,170円	15,280円

ご注意

4年間一時払保険料と1年間一時払保険料の違い

4年間一時払契約で加入される場合と1年間一時払契約で加入される場合とでは、「学資費用保険金」のお支払期間に違いが生じます。

4年間一時払契約にご加入

学資費用保険金
お支払い

学資費用保険金
お支払い

学資費用保険金
お支払い

学資費用保険金
お支払い

4年間一時払契約で加入された場合(大学1年生)、卒業までの学資費用が補償されます。
万が一のために、4年間でのご加入をおすすめします。

扶養者の事故
(例)大学1年生の
4月30日の
事故の場合

後期

前期・後期

前期・後期

前期・後期

大学1年生

大学2年生

大学3年生

大学4年生

学資費用保険金
お支払い

※お支払いは1年生後期の1回のみ

後期

前期・後期

前期・後期

前期・後期

1年間一時払契約にご加入

大学1年生

大学2年生

大学3年生

大学4年生

保険金額と保険料

[職種級別A級・団体割引25%・特定感染症危険補償特約・熱中症危険補償特約・天災危険補償特約・入院保険金支払限度日数変更特約(180日)・手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット]

*自宅外通学生とは賃貸借契約を結んだマンション・アパートなどに住み、そこから学校に通学している学生をいいます。
不動産会社などで下記⑬⑭を別途補償されている方は自宅通学生タイプからお選びください。

自宅外通学生タイプ

ご加入プラン		ケガと病気への備え充実プラン			ケガへの備えスタンダードプラン		
		SB2セット	E2セット	F2セット	SC2セット	G2セット	H2セット
① <small>(扶養者による支払い)</small> 育英費用	育英費用(ケガ) 一時金をお支払いします。(1回のみのお支払い)	オススメ!			100万円(一時金)		
	学資費用(ケガ) 扶養者がケガにより亡くなられた場合や所定の重度後遺障害が生じた場合に授業料などの学資費用をお支払いします。	150万円(限度)(1年につき)					
	疾病学資費用(病気) 扶養者が病気により亡くなられた場合に授業料などの学資費用をお支払いします。	150万円(限度) (1年につき)			—		
④ <small>お子さまご本人のケガの補償</small>	死亡・後遺障害 お子さまご本人が、ケガで亡くなられたり後遺障害が生じた場合にお支払いします。	300万円	200万円		300万円	200万円	
	入院保険金日額 お子さまご本人が、ケガで入院された場合にお支払いします。	8,000円 (1日につき)	5,000円 (1日につき)	3,000円 (1日につき)	8,000円 (1日につき)	5,000円 (1日につき)	3,000円 (1日につき)
	手術 お子さまご本人がケガにより所定の手術を受けられた場合にお支払いします。	入院中の手術: 入院保険金日額の20倍(重大手術は40倍) 外来の手術: 入院保険金日額の5倍(重大手術は40倍)					
	通院保険金日額 お子さまご本人がケガで通院された場合にお支払いします。	5,000円 (1日につき)	2,500円 (1日につき)	1,000円 (1日につき)	5,000円 (1日につき)	2,500円 (1日につき)	1,000円 (1日につき)
保 険 金 額	お子さまご本人の病気の補償 疾病入院保険金日額 お子さまご本人が、病気で入院された場合にお支払いします。	5,000円 (1日につき)	3,000円 (1日につき)	—	—	—	—
	疾病手術 お子さまご本人が病気により所定の手術を受けられた場合にお支払いします。	[入院中の手術] 疾病入院保険金日額の20倍(重大手術は40倍) [外来の手術] 疾病入院保険金日額の5倍(重大手術は40倍)			—		
	入院療養一時金 お子さまご本人が60日以上の入院が必要であると診断された場合にお支払いします。	10万円 ※④の入院も補償対象となります。			—		
	⑥ 賠償責任 お子さまご本人とそのご家族の補償 他人にケガをさせたり他人の物をこわした場合の補償です。ご家族も補償されます。	1億円(限度)(記録情報限度額500万円)					
保 険 金 額	救援者費用 お子さまご本人の遭難などで救援活動にかかった費用をお支払いします。	100万円(限度)(1年につき)					
	⑧ 熱中症の補償	④が補償対象となります。					
	⑩ 天災危険の補償	①・②・④が補償対象となります。 (③・⑤は補償の対象となるご加入プランへご加入の方のみ対象となります。)					
	⑪ 特定の感染症の補償	④が補償対象となります。					
保 険 料	⑫ 弁護士費用の補償	法律相談費用保険金(自己負担額1,000円); 通算10万円限度(1年につき) 弁護士委任費用保険金(自己負担割合10%); 通算100万円限度(1年につき)					
	⑬ 借家人賠償責任 下宿をしている学生やお子さんが借同している戸室を壊したり、汚したりして、貸主に法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。(自己負担なし)	1,000万円(限度)					
	⑭ 生活用動産 お子さまが所有している生活用動産が火災、盗難などにより損害を受けた場合にお支払いします。	50万円(限度)					
	4年間一時払保険料	179,830円	141,650円	116,820円	121,180円	86,520円	67,350円
	3年間一時払保険料	127,800円	98,450円	79,350円	92,000円	65,350円	50,610円
	2年間一時払保険料	81,620円	61,090円	47,730円	63,470円	44,840円	34,530円
	1年間一時払保険料	41,970円	30,240円	22,610円	35,730円	25,080円	19,190円

*保険料は各プランの合計ご加入者数が5,000名以上10,000名未満(団体割引25%適用)の保険料です。保険開始の際、ご加入者数が5,000名未満または10,000名以上になった場合は、保険金額を変更させていただきます。

*保険料は被保険者(保険の対象となる方: お子さま)の職種級別によって異なります。記載の保険料は職種級別A級(学生など)の保険料です。お子さまが事務職、営業職、販売職など(職種級別A級)のアルバイトや職業に従事される場合も同じ保険料です。ただし、お子さまが職種級別B級*のアルバイトや職業に従事される場合は保険料が異なりますので、パンフレット記載の取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

*職種級別B級…農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、自動車運転者(助手を含みます)、木・竹・草・つる製品製作業者、建設作業者など

*告知していただいたご職業・職種が事実と反する場合、乙契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

*賠償責任の補償の被保険者(保険の対象となる方)の範囲につきましては、「この保険のあらまし」以降をご覧ください。



2018年10月以降始期用

日本大学理工学部 インターンシップ保険(傷害総合保険)のご案内

<保険金額および保険料... 職種級別A級の場合>

保険期間により
各コースより
ご選択ください。

一時払保険料

	Aコース（保険期間15日間）	Bコース（保険期間1か月間）	Cコース（保険期間2か月間）
一時払保険料	2,500円	3,000円	5,500円
保険金額	保険金額	保険金額	保険金額
死亡・後遺障害	480万円	820万円	642万円
入院日額	6,500円	7,000円	7,000円
通院日額	3,000円	3,000円	3,000円
個人賠償 (自己負担額なし)	1億円	1億円	1億円
介護費用(年額)	240万円	240万円	240万円
被害事故補償	3,000万円	3,000万円	3,000万円
救援者費用	300万円	300万円	300万円

(通院保険金支払限度日数変更特約(30日)、特定感染症危険葬祭費用補償特約、天災危険補償特約セット)

こんな時にお支払いします！

1. 万が一の場合<死亡保険金・後遺障害保険金>

インターンシップ中(お仕事中)やスポーツ中も含めて24時間、傷害事故がもとで死亡されたり後遺障害が生じた場合、保険金をお支払いします。(後遺障害はその程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%)

地震、噴火またはこれらによる津波によるケガも補償



料理中にヤケド



階段から落ちてケガ



仕事中のケガ



スポーツ中のケガ



交通事故のケガ

2. 入院補償<入院保険金>

事故により入院された場合、入院1日につき入院保険金日額をお支払いします。(1,000日限度)

手術保険金 事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。

地震、噴火またはこれらによる津波によるケガも補償

入院保険金1,000日まで補償

特定感染症補償

3. 通院補償<通院保険金>

事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に通院し医師の治療を受けた場合、通院1日につき通院保険金日額をお支払いします。(30日限度)ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

地震、噴火またはこれらによる津波によるケガも補償

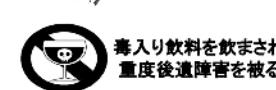
特定感染症補償

4. 介護補償<介護保険金>

傷害事故により重度後遺障害を被り要介護状態となった場合、事故の日から181日目以降の、要介護状態である期間に対して介護保険金をお支払いします。

要介護状態であるかぎり終身補償

被害事故は手厚い補償！

通り魔に遭遇し
重度後遺障害を被る毒入り飲料を飲まれ
重度後遺障害を被る

5. 被害事故補償

●死亡の場合(逸失利益・精神的損害・葬儀費) ●重度後遺障害の場合(逸失利益・精神的損害・将来の介護料)

犯罪、ひき逃げによる傷害事故にあい、死亡されたり重度後遺障害が生じた場合に、被害事故補償保険金を死亡・後遺障害保険金とは別にお支払いします。(加害者からの賠償金等は控除されます。)

日常生活における
賠償事故も補償！

6. 個人賠償責任補償

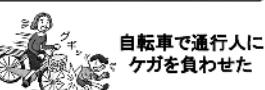
日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。自己負担額はありません。

7. 救援者費用補償

旅行中に遭難した被保険者を捜索した場合、救助費用を保険金額まで補償します。

8. 天災危険補償特約

地震、噴火またはこれらによる津波によるケガについては、上記1~4を補償します。

自転車で通行人に
ケガを負わせた

この保険のあらましです。必ずお読みください。

	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
保 死 亡 後 遺 障 害 金	急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合はその金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失(団体契約の場合を除き、脳疾患、疾病または心神喪失免責に関する一部修正特約がセットされます。) ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨ピックル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故</p> <p>など</p>
保 入 院 金	急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、入院された場合	入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数} (1,000日限度)$	
通 院 保 険 金	急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、通院※された場合 ※通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。	事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、30日※を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に對しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数} (\text{事故の発生の日から} 1,000\text{日以内の} 30\text{日※限度})$ (※)通院保険金支払限度日数変更特約(30日)をセットしています。 (注)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	
傷 害 補 償 手 術 保 険 金	急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術、拔歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに對して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 <入院中に受けた手術の場合> $\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10 \text{ (倍)}$ <外来で受けた手術の場合> $\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5 \text{ (倍)}$	
保 介 護 金	急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じ、所定の要介護状態となつた場合	181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間に対し、1年間につき介護保険金年額をお支払いします。 重度後遺障害による要介護状態である期間に1年未満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。 $\text{介護保険金の額} = \text{介護保険金年額} \times \text{要介護期間(年)} (\text{事故の発生の日から} 181\text{日目以降の要介護状態である期間})$	
被 保 害 事 故 保 险 金 補 償	被保険者(保険の対象となる方)が被害事故(※)により死亡された場合または所定の重度後遺障害が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。 (1)自賠責保険等からの給付 (2)対人賠償保険等からの給付 (3)加害者等から取得した賠償金 (4)犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律からの給付 (※)第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。	など	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の3親等内の親族、被保険者の同居の親族 など</p>

この保険のあらましです。必ずお読みください。（続き）

保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
<p>住宅(※1)の所有・使用・管理または被保険者(※2)の日常生活(住宅以外の不動産の所有・使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊しましたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>(※1)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される住宅をいい、別荘等同時に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(※2)この特約における被保険者は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未生年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります)。ただし、その本人に関する事例にかぎります。 ⑥②から④までのいづれの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります)。ただし、その責任無能力者に関する事例にかぎります。 <p>なお、被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものといいます。</p>	損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いたします(免責金額はありません。)。	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥被保険者が所有・使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※)、統器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任</p> <p>など</p> <p>(※)次の①から③までのいづれかに該当するものを除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生じる原動力が人力であるもの ②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート(ただし、ゴルフカート自身の操縦により発生する貸主への損害賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。) ③身体障害がい車用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの
<p>保険期間中に次の①から③までのいずれかに該当した場合</p> <p>①被保険者(保険の対象となる方)が搭乗している航空機、船泊が行方不明になった場合はたは遭難した場合</p> <p>②急激かつ偶然な外來の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察等の公的機関により確認された場合</p> <p>③住宅(※)外において被った急激かつ偶然な外來の事故によるケガの原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合はたは継続して14日以上入院された場合</p> <p>(※)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される保険証記載の住宅をいい、その敷地を含みます。</p>	契約者、被保険者(保険の対象となる方)またはその親族の方が負担した次の①から⑤までの費用に対して、その費用の負担者に保険金をお支払します。ただし、保険期間を通じて、救援者費用等の保険金額を限度とします。	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または競争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ビニール等の登山用具を使用する山岳登攀はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩頭(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないものの</p> <p>など</p>

(注1)【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金】補償特約】特定感染症(※)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。また、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用(実費)に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。

(※)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2018年11月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベタコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。

(注2)上表は傷害総合保険の概要を記載したものであり、実際のお支払いは傷害総合保険普通保険約款に基づいて行います。

(注3)ご契約者以外に対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にモニチラシに記載した内容をお伝えください。

万一事故にあった場合のご連絡先

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間:24時間365日)

●その他、保険の内容等につきご不明な点がございましたら、ご連絡ください。

取扱代理店



株式会社ビッグネットワーク 担当:白川
〒112-0003 東京都文京区春日2-19-12小石川ウォールズ4F
TEL: 0120-210-422 FAX: 03-5802-3615 携帯電話: 090-3905-7314 (受付時間: 平日9時から17時まで)
E-mail: y_shirakawa@big-net.co.jp ホームページ: <http://www.big-net.co.jp>

●取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っています。
従いまして、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

引受保険会社



南東京支店 日本橋第二支社 〒104-0045 東京都中央区築地3-4-2 TEL:03-5565-2072 (受付時間: 平日9時から17時まで)

このチラシは概要を説明したもので、詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にお問い合わせください。

2023年度 インターンシップ先志望票

学年	学生番号	ふりがな	
		氏名	
E-mail	@g.nihon-u.ac.jp		(携帯)

志望企業名と志望理由	
企業名	
志望理由	

提出受付期間：担当教員へ相談の上、速やかに提出のこと

提出方法：下記のいずれかの方法で提出する。

- 1) ファイル添付し、Nu-mailで「cst.mech.internship@nihon-u.ac.jp」へ送信。
- 2) 機械工学科事務室に書類を提出。

※ 記入または提出方法不備の場合は、本年度のインターンシップを見送らせて頂きます。

※ インターンシップ期間や内容がわかる資料を担当教員へ提出下さい。

2023年度 インターンシップ 打ち合わせ書

打ち合わせ日		月 日		
学年	学生番号	ふりがな		
		氏名		
現住所	〒		TEL	(携帯)
E-mail	@g.nihon-u.ac.jp			(自宅)
帰省先	〒		TEL	
主なインターンシップ内容 :				

ふりがな 企業名				企業 番号		
連絡 先	部課名 連絡担当者				TEL	
	住所	〒		FAX		
インターンシップ先	部課名 連絡担当者			TEL		
	住所			E-mail		
	交通経路			FAX		
集合日時場所						
インターンシップ期間	月 日～月 日			出席予定日数	日間	
インターンシップ時間	時 分～時 分					
出席予定日				メモ		
月 日～月 日	(計 日)					
月 日～月 日	(計 日)					
月 日～月 日	(計 日)					
持参するもの : 筆記用具・印鑑・作業服・その他()						
貸与されるもの : 寄宿舎()・その他						
支給されるもの : 交通費・食費(食事)・宿泊費・その他()						
その他打ち合わせ内容 :						

提出方法 : 下記のいずれかの方法で提出する。

- 1) ファイル添付し, Nu-mail で「cst.mech.internship@nihon-u.ac.jp」へ送信。
- 2) 機械工学科事務室に書類を提出。

2023年度 インターンシップ レポート

日本大学理工学部機械工学科

学年	学生番号	ふりがな	
		氏名	
ふりがな 企業名			企業番号
インターンシップ 先の住所	〒	TEL	
貸与されたもの： 寄宿舎・その他()			
支給されたもの： 交通費・食費・宿泊費・合計(円)・その他(円)			
インターンシップの概要：			
これからインターンシップする後輩へ一言：			

※もし可能でしたら以下の項目はインターンシップ先でご記入くださるようお願い申し上げます。

※またご記入後、本用紙を大学へご返送願いたく、よろしくお願ひ申し上げます。

【返送先：〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台1-8-14 日本大学理工学部機械工学科 岡部顕史】

【返送先：cst.mech.internship@nihon-u.ac.jp 日本大学理工学部機械工学科 岡部顕史】

出席	日	欠席	日	遅刻・早退	回	レポート確認	月	日
評価された方の所属(部課)先ご氏名と検印								
ご所属：								
ご氏名：								
所見(態度、成果など)：※無記入でも構いません。								